

知っておきたい 「介護休暇と介護休業」



監修 宮崎県社会保険労務士会
(令和3年2月現在の法令に基づく)

介護休暇とは？

介護休暇とは、病気や怪我、高齢といった理由で要介護状態になった両親や身内などの家族を介護・世話をする労働者に対して、与えられる休暇を指します。介護休暇制度は、「育児・介護休業法」によって定められており、1日単位または時間単位での休暇取得が可能です。その他、直接介護（食事・排泄介助）以外の買い物や書類手続きなどの間接作業にも適用できます。

介護休暇の対象労働者

●対象労働者

- ・ 要介護状態にある対象家族を介護する男女の労働者
- ・ 雇用期間が6ヶ月以上の全従業員（正社員をはじめ、パート・アルバイト、派遣社員・契約社員も対象）

●対象とならない労働者

- ・ 日雇い労働者
- ・ 以下の労働者は労使協定を締結した場合は対象外となる
 - ①雇用期間が6ヶ月未満の労働者
 - ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
 - ③時間単位での介護休暇取得が困難な業務に従事している労働者（ただし1日単位で介護休暇は取得可能）

介護休暇の日数や賃金は？

介護休暇は1年度（年度を事業主が特に定めない場合は毎年4月1日から翌年の3月31日となる）で最大5日間、介護対象が2人以上の場合は10日間取得でき、有給休暇とは別の休暇として定められています。休暇取得日における賃金支払いの有無は、会社等に賃金支払い義務はありませんので、会社等の規定によって異なります。

取得単位は、

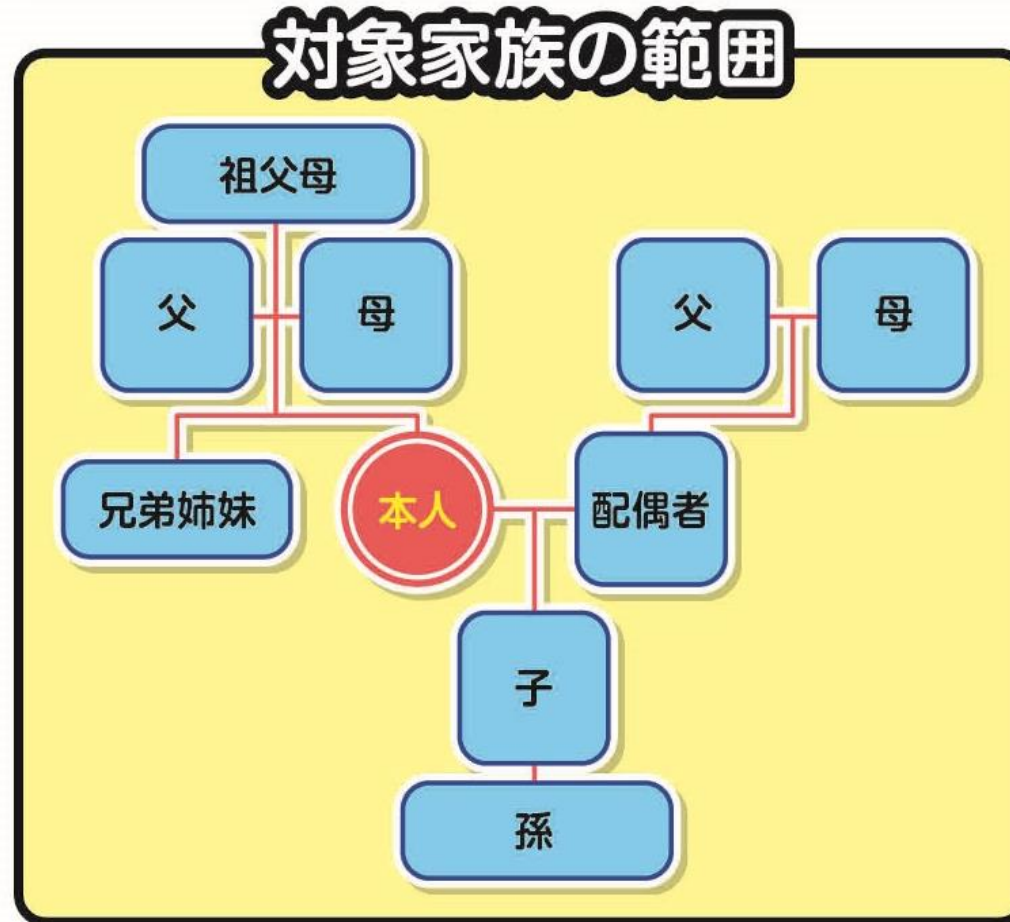
- 時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得可能
- 1日単位での取得のみとすることができる労働者

時間単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者（労使協定が必要）

※労使協定により時間単位での取得ができないこととなった場合でも、半日単位の取得を認めるように配慮が必要。

介護休暇対象家族

対象家族の範囲は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者、父母および子供（祖父母や兄弟姉妹および孫もこれらの者に準ずる）、配偶者の父母にあたります。



介護休業とは？

介護休業とは負傷や疾病、身体もしくは精神上の障害などの理由から、2週間以上の期間に常時介護が必要な対象家族を介護するための休業を指します。介護休暇と同様に育児・介護休業法により定められており、申し出により休業することができます。

介護休業の対象労働者

●対象労働者

- ・ 要介護状態にある対象家族を介護する男女の労働者
- ・ 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、介護休業取得予定日から起算して93日後から6ヶ月後までの間に契約（更新の場合は更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないことのいずれにも該当する者

●対象とならない労働者

- ・ 日雇いの労働者
- ・ 雇用期間が1年未満、介護休業取得予定日から起算して93日以内に雇用関係が終了する労働者
- ・ 労使協定で定められた一定の労働者

介護休業の日数や賃金は？

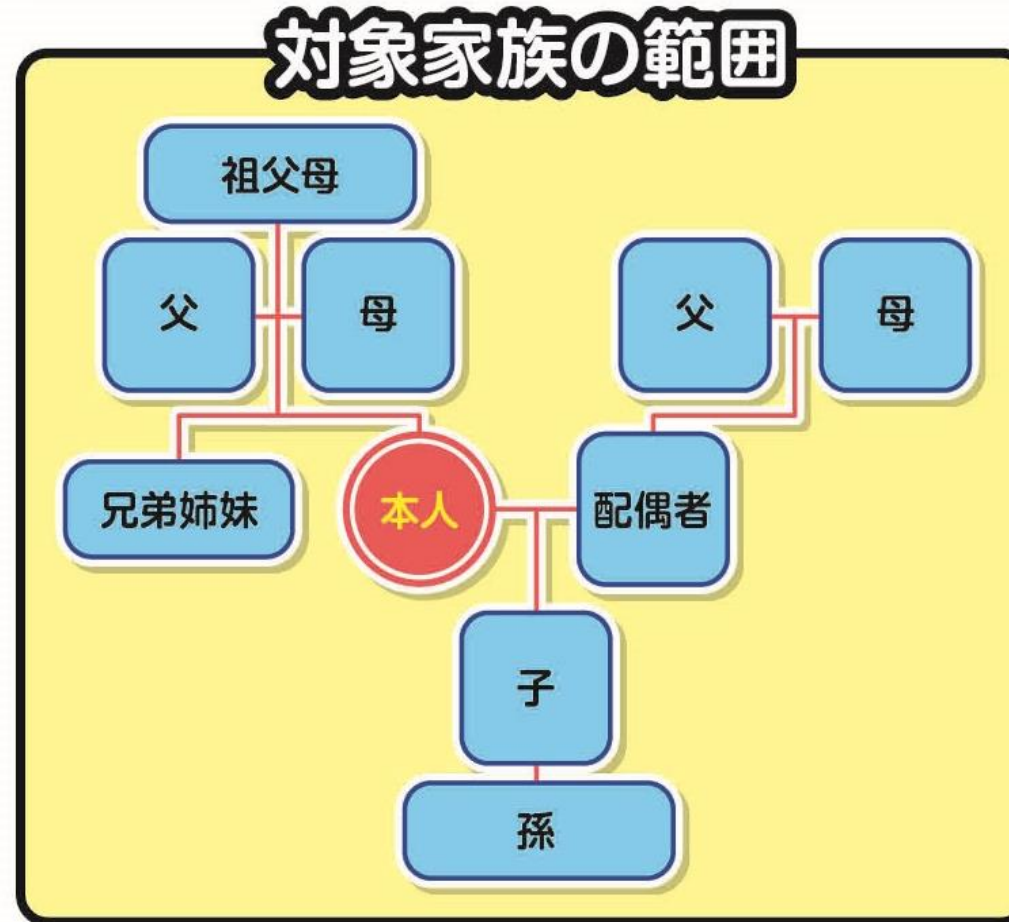
対象家族1人につき、通算して93日に達するまで3回を上限として分割取得可能です。介護休業中は原則無給（会社規定による）となります。

ただし、介護休業をしている間、会社からの賃金は無給で、一定の条件を満たしている場合、雇用保険から**介護休業給付金**が給付される可能性があります。

介護休業対象家族

対象家族の範囲は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者、父母および子供（祖父母や兄弟姉妹および孫もこれらの者に準ずる）、配偶者の父母にあたります。

※介護休暇と同じ



介護休業給付金を受給するには ①

介護休業給付金は、以下の1. および2. を満たす介護休業について、支給対象となる同じ家族について通算93日まで（分割して取得する場合は3回まで）支給されます。

1. 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にある家族（介護休業対象家族）を、介護するための休業であること。
2. 被保険者が、その期間の初日および末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行ない、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

※介護休業は、産前・産後休業中に開始することはできず、介護休業の期間中にほかの家族に対する介護休業、産前・産後休業、育児休業が開始された場合、それらの新たな休業の開始日の前日をもって当初の介護休業は終了し、その日以降の休業は介護休業給付金の支給対象となりませんのでご注意ください。

介護休業給付金を受給するには ②

介護休業給付の受給資格は、**介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月※以上必要**となります。

なお、介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月※ない場合であっても、当該期間中に本人の疾病等がある場合は、受給要件が緩和され、受給要件を満たす場合があります。ただし、介護休業開始時点において、有期雇用労働者（契約期間の定めのある方）の場合は、上記に加え、介護休業開始時において、同一の事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

※介護休業開始日の前日から1か月ごとに区切った期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日ある月を1か月とする。

介護休業給付金の支給額は？

●支給額の計算

$$\begin{array}{c} \text{休業開始時} \\ \text{賃金日額 (※)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{休業日数} \\ \text{(最大93日)} \end{array} \times 67\% = \begin{array}{c} \text{給付額} \end{array}$$

※休業開始時賃金日額は、原則として、介護休業開始前6カ月間の総支給額（保険料等が控除される前の額。賞与は除きます。）を180で除した額です。

●注意

- ・給付額には上限があります。また、介護休業期間中に賃金が支払われていると減額される場合があります。
- ・1支給単位期間の支給日数は、原則として、30日（ただし、介護休業終了日を含む支給単位期間については、その介護休業終了日までの期間）となります。
- ・正確な金額、申請方法等についてはハローワークにお問い合わせください。

要介護状態とは？

以下の1又は2のいずれかに該当する場合

1.介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

2. 右表項目①～⑫のうち、状態2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつその状態が継続すると認められること。

項目	状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持(10分間一人で座ることができる)		自分で可	支えてもらえればできる(注3)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)		つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取(注4)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達		できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない		ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある(注5)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある		ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑪薬の内服		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定(注6)		できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注7)	ほとんどできない

(注1) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注3) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座ることができる場合も含む。

(注4) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注5) ⑨の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注6) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注7) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。

介護休暇と介護休業のまとめ

	介護休暇	介護休業
取得可能日数	対象家族1人あたり 1年で5日まで ※2人超でも最大10日	対象家族1人あたり 通算93日まで ※3回まで分割取得も可
賃 金	会社の規定による (支払義務なし)	休業中は原則無給(会社規定による) (支払義務なし)
介護休業給付金	なし	条件を満たせば支給される
申請方法	会社の規定による	休業開始予定日と終了予定日 を明確にし、原則的に開始日 の2週間前までに書面などで手 続きをする

介護休業が中長期的な介護をするための制度であるのに対し、介護休暇は突発的な家族の世話などをするための制度といえるでしょう。